

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金の補助対象事業費の一部が対象外

1件 不当金額(支出) 453万円

1 補助事業の概要

ものづくり・商業・サービス新展開支援事業は、生産性向上等を通じた競争力強化を支援し、経済活性化を実現することを目的として、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会(以下「中央会」)が、革新的なサービス開発、試作品開発及び生産プロセスの改善を行うための設備投資等を行う事業を実施する中小企業等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。中央会は、中小企業等が中央会から補助金(以下「ものづくり補助金」)の交付を受けて実施する事業(以下「ものづくり補助事業」)のうち大分県内において実施される事業に係る公募、確定検査等の事務を、大分県中小企業団体中央会(以下「受託事業者」)に委託している。

交付規程等によれば、専らものづくり補助事業のために使用される機械装置等の購入、製作、借用、改良、据付け又は修繕に要する経費が補助の対象とされており、従前から設置されていた機械装置の撤去に係る費用は、これらに該当しないことから、補助の対象とならないこととなっている。また、機械装置の設置場所の基礎工事や整備工事に係る費用は補助の対象とならないこととされている。

株式会社池永セメント工業所は、住宅用超長尺コンクリート製品製造用ラインの一部を構成するクレーン等の設備を購入するなどの事業を事業費計4932万円(補助対象事業費計4567万円)で実施したとする実績報告書を受託事業者に提出して、受託事業者による確定検査を受けた上でものづくり補助金3000万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

2 検査の結果

従前から設置されていた機械装置の撤去及び購入した機械装置であるクレーン等の設備の設置場所の基礎工事に係る費用は補助の対象とならないのに、会社は、その費用を補助対象事業費に含めていた。

したがって、上記補助の対象とならない費用を除いて、適正な補助対象事業費を算定すると3819万円となり、前記の補助対象事業費4567万円との差額747万円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額453万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者 〈所在地〉	間接補助事業者 〈所在地〉	補助事業	年度	事業費 (補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認め る国庫補助 金相当額
中小企業 庁	全国中小企業 団体中央会 〈東京都中央 区〉	株式会社池永セ メント工業所 〈大分県大分市〉 (事業主体)	ものづくり ・商業・サ ービス新展 開支援	平成 28	円 4932万 (4567万)	円 3000万	円 747万	円 453万